

徳島県告示第六百六十九号

徳島県財政事情の公表に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第十二号）第二条第一項の規定により、令和二年四月一日から同年九月三十日までの期間における財政事情を次のとおり公表する。

令和二年十一月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課に備え置いて、公衆の縦覧に供する。）